

第12節 生活救援

風水害等災害により、ライフラインや流通機構の機能が麻痺、低下した場合は、被災者の生活救援を実施するため、総務、市民環境、保健福祉及び公営企業対策部が主管となり、食料、生活必需品、飲料水等の供給を実施する。

細部は、地震災害対策編第3章第11節「生活救援」及び第12節「ライフラインの応急対策」に準ずる。

第13節 建物対策

風水害等災害により、住宅等が損壊した場合は、被災者救済のため、北海道及び協力団体等と調整し、建設、市民環境、保健福祉及び公営企業対策部が主管となり、住宅修理や応急仮設住宅の供給、被災建物の解体・撤去等を実施する。

細部は、地震災害対策編第3章第13節「建物対策」に準ずる。

第14節 防疫・清掃・環境

風水害等災害により、住宅浸水等が発生した場合は、感染症等の発生、河川・地下水の汚染等を予防するため、北海道（保健所）、協力団体等と調整し、市民環境、保健福祉、公営企業対策部が主管となり、食中毒・感染症の予防、し尿対策、ゴミ等の収集及び水質検査等を実施する。

細部は、地震災害対策編第3章第16節「防疫・清掃対策」及び第17節「環境対策」に準ずる。

第15節 災害時要援護者の対応

風水害等災害により、住宅等が損壊した場合は、災害時要援護者援助のため、赤十字奉仕団、社会福祉協議会、ボランティア団体等と調整し、市民環境、保健福祉、医療対策部が主管となり、災害時要援護者の援護、ケア対策等を実施する。

細部は、地震災害対策編第3章第18節「災害時要援護者の対応」に準ずる。

第16節 防災ボランティア活動対策

風水害等災害により、大規模な被害が発生した場合は、被災者の救援及び応急対策等のため、赤十字奉仕団、社会福祉協議会、ボランティア団体等と調整し、市民環境、保健福祉、医療対策部が主管となり、ボランティア活動対策を実施する。

細部は、地震災害対策編第3章第19節「防災ボランティア活動対策」に準ずる。